

一般財団法人京都市町村職員厚生会定款

平成25年4月1日

施 行

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人京都市町村職員厚生会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市上京区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、京都市内市町村等の職員である現職会員(第48条第2項に定める現職会員をいう。以下同じ。)及び退職会員(第48条第3項に定める退職会員をいう。以下同じ。)の共済その他福利厚生の実施等、会員に共通する利益を図る活動を行うとともに、市町村行政の円滑かつ能率的な運営に寄与し、もって地方自治の振興と住民福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地方自治の振興及び住民福祉の向上に寄与する事業
- (2) 現職会員及びその家族(配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。)の共済その他福利厚生に関する事業
- (3) 退職会員及びその配偶者の退職後の共済その他福利厚生に関する事業
- (4) 住民の健康・スポーツの振興及び文化・教養の向上に寄与する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 資産及び会計

(財産の種類)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として別表第1に掲げる財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理をしなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第8条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資産管理運用規程による。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第12条 この法人は、特定の個人又は団体に剰余金を分配することができない。

第3章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に評議員4人以上6人以内を置く。

2 評議員は、現職会員の資格を有する者でなければならない。

3 評議員のうち、1人を評議員長、1人を副評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員長及び副評議員長は、評議員会において選定する。
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
(評議員の報酬等)

第16条 評議員の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払を受けることができる。

第4章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

- 2 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも開催することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の

理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

2 評議員長が欠けたとき又は評議員長に事故があるときは、副評議員長がこれに当たる。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準

(3) 理事及び監事の責任の一部免除

(4) 定款の変更

(5) 基本財産の処分又は除外の承認

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人以上がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会の運営)

第26条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める評議員会運営規程による。

第5章 役員

(役員を設置)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上6人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、2人以内を一般社団及び財団法人に関する法律第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長1人、副理事長2人及び常務理事1人を理事会の決議において理事の中から選定する。
- 3 前項で選定された理事長が代表理事に就任する。
- 4 第2項で選定された常務理事は、業務執行理事に就任する。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 理事長及び常務理事は、理事会において別に定める理事長等の職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。ただし、表決に加わることはできない。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第27条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第33条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員は、その職務を行うために要する費用の支払を受けることができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、当該理事会に出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事はその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

3 第37条第2項の理事会においては、当該理事会に出席した理事及び監事が第1項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会の運営)

第42条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規程による。

第7章 委員会

(設置)

第43条 この法人の円滑な運営を図るため必要あるときは、理事会は、その決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第10章 会 員

(会員)

第48条 この法人に、会員を置く。

- 2 前項の会員のうち次の団体に勤務する者を現職会員とする。
 - (1) 京都府内の市町村で別表第2に定めるもの
 - (2) 地方自治法第284条第1項の一部事務組合及び広域連合で別表第3に定めるもの
 - (3) 京都府町村会
 - (4) 京都府町村議会議長会
 - (5) 京都府市町村職員共済組合
 - (6) 京都自治体労働組合総連合(旧称・自治労京都府本部)
 - (7) この法人
- 3 前項の現職会員のうち第4条第3号の事業の適用を受けることを希望する者は、現職会員の資格を喪失した後に退職会員となることができる。

第11章 補 則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は吉本秀樹、副理事長は河井規子及び森岡利明、業務執行理事は河野雅彦とする。

別表第1 基本財産(第6条第2項関係)

| 財産種別 | 金額 |
|------|---------|
| 定期預金 | 1,000万円 |

別表第2(第48条第2項第1号関係)

向日市
城陽市
八幡市
京田辺市
京丹後市
南丹市
木津川市
乙訓郡 大山崎町
久世郡 久御山町
綴喜郡 井手町
 " 宇治田原町
相楽郡 笠置町
 " 和束町
 " 精華町
 " 南山城村
与謝郡 伊根町
船井郡 京丹波町
与謝郡 与謝野町

別表第3(第48条第2項第2号関係)

京都府後期高齢者医療広域連合
相楽東部広域連合
乙訓環境衛生組合
乙訓福祉施設事務組合
乙訓消防組合
城南衛生管理組合
木津川市精華町環境施設組合
国民健康保険山城病院組合
相楽郡広域事務組合
相楽中部消防組合

船井郡衛生管理組合
国民健康保険南丹病院組合
京都中部広域消防組合
与謝野町宮津市中学校組合
京都府市町村議会議員公務災害補償等組合
京都府自治会館管理組合
京都府市町村職員退職手当組合
京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合